

## 選択的夫婦別姓の早期実現を求める意見書

政府の男女共同参画会議に設置されている「基本問題専門調査会」は10月17日、夫婦が結婚前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度について「制度を導入する民法改正が進められることを心から期待する」と述べた「中間まとめ」を公表した。

同制度の導入は、1996年に法制審議会が答申した民法改正要綱に盛り込まれながら見送られてきたという経緯がある。本年5月に内閣府が実施した世論調査で制度導入賛成派が反対派を初めて上回ったのを受けて、民法改正法案の提出が検討されたが、実現されないまま今日に至っている。

「中間まとめ」は、現行の夫婦同姓制度の問題点として、(1)夫婦の97パーセントは妻が夫の姓を名乗っている(2)改姓や通称使用による職場や社会生活上の不利益がある(3)婚姻届を出さない事実婚の増加で婚姻制度が形骸化している、などの点を指摘し、制度導入を強く要請している。

よって、本市議会は、政府に対し、早急に選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の一部改正を行うことを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年12月21日

三鷹市議会議長 中山和政